

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA

<http://www.fukuoka-bma.jp>

2013

8

2012 年度 第 18 回 都市ビル環境の日
第 5 回「子ども絵画コンクール」優秀作品



Issue 236

『みんなちきゅうのなかまだよ』 久山町立山田小学校 2 年 岡 結心くんの作品

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 15 番 12 号（藤田ビル 2F） TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432





大きな岩（弱者雇用促進）が動き始めた！ 〔雇用促進支援部会 奮闘中〕

雇用弱者の人たちにビルメン業界の仕事で活躍してもらおうと、雇用促進支援部会（末広部会長）は着々とその歩を進めています。もちろん法規制（改正障がい者雇用促進法）への適確対応という面もありますが、それ以上に将来のビルメン業を支える人材の一翼になって欲しいという思いで取り組んでいます。

- 県行政へ障がい者雇用活性化に関する「要望書」の提出準備に入っています。
- （福岡市教育委員会）『夢ふくおかネットワーク』機構に主導的に参画し、障がい者雇用促進の体制づくりに取り組んでいます。
- 県下・政令指定都市の特別支援学校の職業訓練課程に（教育研修委員会）協会講師団が組織的指導協力を推進しています。

近い将来、ビルメンテナンス業は深刻な人材不足に陥ることが想定されます。その時、私たちの業を支えてくれる人材をいまから育成していかなければなりません。

■ 8月2日（金）午後：自治会館

定例の年次「懇話会」のプログラムにおいて『改正障がい者雇用促進法説明会』を実施します。

■ 今秋10月下旬

障がい者就労支援に関わる「啓発指導セミナー」を開催します。

雇用促進支援部会からのお知らせ

今秋、当部会主催により障がい者雇用に関する説明会を開催いたします。この説明会では、行政からの説明や会員企業による障がい者雇用の体験談などを予定しております。詳細については、後日ご案内いたします。

【障がい者雇用に関する説明会】

■ 日時 平成25年10月25日（金） 午後

■ 場所 福岡市教育委員会 発達教育センター：
福岡市中央区地行浜2丁目1-16



ビルの省エネ指南書 (39)

東洋ビル管理株式会社
省エネルギー技術研究室

室長 中村 聡

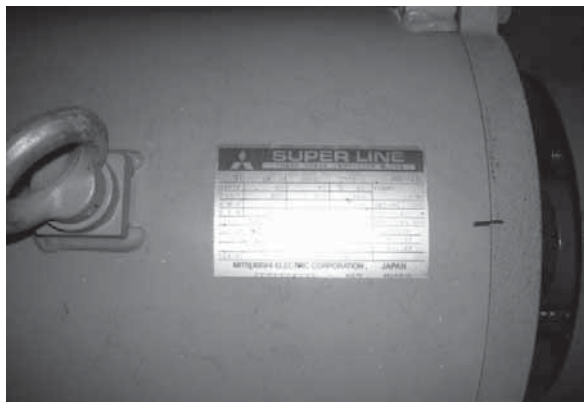
熱源機械室のチューニング (3)

②二次ポンプ電流

1、モーターの定格電流

吐出バルブを全開にしても、モーターの運転電流が定格電流より低ければ問題はないが、高くなることもある。この場合はバルブを全開にすることができないので、電流計で測定しながら定格電流になるようにバルブ開度を調整すればよい。三相が平衡しているとは限らないので、三相の電流を相毎に測定して、一番電流の多い相に合わせてバルブ開度を調整するのだ。

ポンプの吐出バルブだけではなく、運転台数や往ヘッダの吐出側バルブ開度によっても運転電流が変わってくるので、ポンプは単独運転にして、一台ずつが定格出力に近くなるように運転電流を調整したほうがよいだろう。



写真—1 二次ポンプモーターの銘板

30 kW			
HERTZ	50	60	60
VOLT	200	200	220
AMP	110	106	97
RPM	1460	1750	1760

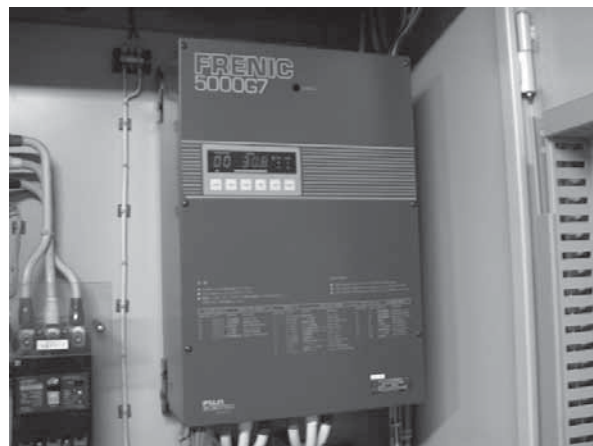
写真—1の銘板にはこのように表示されている。銘板の周波数と電圧を見て電流を調整するのだ。

2、回転数制御

インバーターにより回転数制御を行っていれば、50Hzや60Hzの商用周波数で運転していることはないだろうから、ポンプの吐出バルブを全開にしても定格電流を超えることはないはずだ。もし

商用周波数で運転しているインバーターならば、停止させて商用電源での運転に切り替えたほうが省エネになる。インバーターがあるのならば、商用周波数の80%以下で運転できるようにしたい。

写真—2は周波数30.8Hzで運転しているインバーターだ。モーターの電流は定格電流よりもかなり低めとなっているが、インバーターが故障する時のことも考えておかなければならない。つまり商用電源で運転する可能性も考えておくのだ。インバーターを停止させた状態で、商用電源に切り替え、二次ポンプを一台運転にして、吐出バルブの開度を調整したい。



写真—2 二次ポンプモーターのインバーター

3、定回転ポンプでの台数制御

二次ポンプが定回転の場合、流量で台数制御の増段値を設定している場合は注意が必要である。同じ型式のポンプで吐出バルブ開度が同じであったとしても、ポンプ毎の吐出量と運転電流が同じになるとは限らない。調整の結果一台当たりの流量が変わるのならば、増段値設定も変える必要があるのだ。最も流量の少ないポンプを基準にして台数制御の増段値を設定するのだ。

運転電流に余裕を持たせようとして、吐出バルブを絞りぎみに調整したのでは、流量が減少した分だけ早めに増段させなければならず、ポンプの運転台数が増えた結果、搬送動力も増えてしまう。

トータルでの消費電力量で考えれば、吐出バルブを絞って定格出力以下で運転するよりも、定格出力で運転したほうが、ポンプの延べ運転台数は少なくなり、搬送動力面での省エネ効果がある。

労務管理

シリーズ

■ ケース [1]

使えない新人を、試用期間中に解雇したい

監修: 公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 青年部



背景

「内気で営業に向いていない」と、サジを投げられた新人。

空前の就職氷河期にようやく手に入れた勤務先。

しかし、職場にもなじめず、仕事もなかなか覚えられず苦勞する新人もいる。

ある会社では、部長から人事部に「新人が使えないので解雇して」という依頼がきたという。

対処

■ 社会保険労務士の見解

部長の気持ちも分からなくはありませんが、簡単に解雇できないことを認識してもらう必要があります。試用期間中の社員は、正社員に比べて労働契約解消の裁量範囲は広いと考えられますが、むやみに解雇することはできません。解雇するに当たっては、客観的で合理的な理由が必要となりますし、雇い入れてから14日経過しているのであれば、30日以上前に解雇予告をするか、解雇予告手当の支払いが必要となります。A君を改善するべく、指導・教育はしたのでしょうか？会社としていろいろな努力したけれども戦力となる見込みが立たず、配置転換などの余地もないのであれば、解雇することもやむを得ないでしょう。

解雇することを考えているとしても、まずは一度A君と面談を行い、今の仕事についてどのように思っているのかを聞いてみてはいかがでしょうか。

本人も今の仕事は自分に向かないと思っているのであれば、無理に解雇せ

ず、退職勧奨を行えばよいと思います。

ただし、頻繁に退職勧奨の面談をしたり、長時間拘束して執拗に退職願を書くように要求すれば、退職勧奨の域を超えていると判断されますので気をつけてください。

■ 心理士の見解

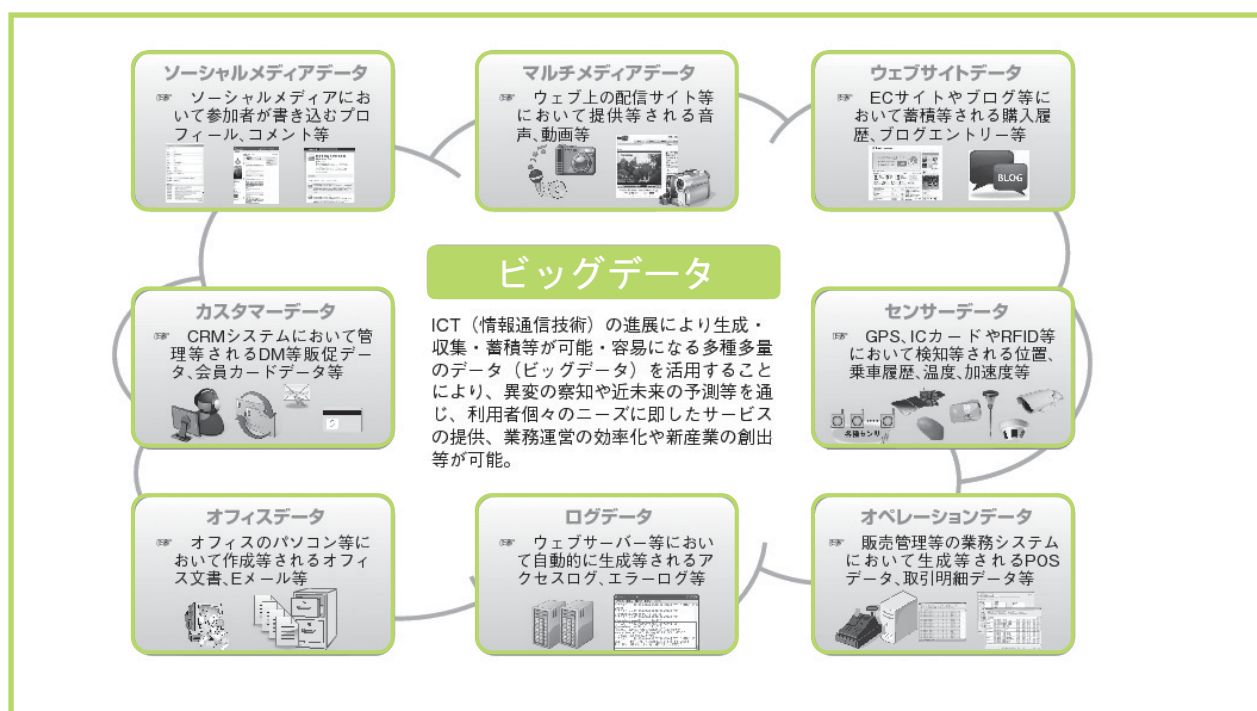
新人に対する教育指導の方法には、社風や、職場の上司・先輩の個性も反映されます。一つのスタイルに当てはめ、それについていける人だけを集めた組織の強さもあるでしょうが、あえて多様性を許容することによって組織変化が柔軟になる場合があることも事実です。声が大きく押しの強い営業マンばかりでなく、おとなしいが誠実な営業マンが受け入れられやすい顧客もあるというものです。

詳しい事情は分かりませんが、A君は新卒社員なので、ある程度の適性があれば、もう少し時間をかけて育てる意義はあるはずです。単に上司や先輩と相性がよくないだけでA君が排除されているのであれば、会社が人材を有効活用できていないことになり、採用コストのロスにもなります。まず、本人や主任の話を聞き、適切な指導が行われているかどうか確認した方がよいでしょう。また、同じ営業でも、法人営業から個人営業に担当を変えたり、タイプの違う上司や教育係をつけることにより驚くほど変わるケースもたくさんあります。これらの検討なく、異動や解雇をしても組織や育成の問題は解決されず、同じことが繰り返されることになります。



大きなデータだからといって、すべてが「ビッグデータ」ではありません。ビッグデータとはインターネットの普及とIT技術の進化によって生まれた、これまで企業が扱ってきた以上に、より大容量かつ多様なデータを扱う新たな仕組みを表すものです。

その特性は、量・頻度（更新速度）・多様性（データの種類）によって表されます。データや情報をもっと利用して、ビジネスに役立てよう、つまりデータや情報という資産を積極的に活用しようということです。したがって、その活用範囲はビジネスの数だけあるのではないのでしょうか。



（出典）情報通信審議会ICT基本戦略ボード「ビッグデータの活用に関するアドホックグループ」資料

さて、我々ビルメンテナンス業は、このビッグデータを活かしているのでしょうか。「マンパワーの作業でビッグデータなんてありません」と言われそうですが、少し視点を変えれば日々の日報や報告書も立派な「ビッグデータ」になるかもしれません。例えば、空気環境測定において同じ居室のCO₂濃度が長期間基準値をかなり下回る場合、通常は「空気環境は良好です」と報告書に記入しますが、省エネの観点からみれば無駄なエネルギーを捨てているかもしれません。そこで「居室人員に対して換気量が多いと考察」とすると、給排気量を減らすことやファンの間欠運転を試みてはどうでしょう。また、全熱交換機の停止も考えられます。換気量を減らした後に「データ」を集めます。居室人員や季節、天候、時間帯等によって換気量の適正值を見いだせれば、必ず省エネになります。

最近の建築設備は、BEMS等によって様々なデータが集められますが、真の活用ができていないか考える必要がありそうです。機械は、状態変化の対応しかできませんが、マンパワーであれば状態予測も可能です。膨大なデータに埋もれた「何か」を見つけ出すのもビルメン力だと推察します。

会員に関する 各種変更のお知らせ

(有) 富士商会

変更事項
協会担当者

■変更日 平成25年1月1日
【新】取締役会長 峯 正俊
【旧】専務取締役 藪田 浩之

変更事項
住所

エコアス (株)
■変更日 平成25年2月20日
【新住所】〒812-0857 福岡市博多区西月隈4-8-32
【旧住所】〒812-0892 福岡市博多区東那珂2-10-55

変更事項
協会担当者

朝日建物管理 (株) 九州支店
■変更日 平成25年4月1日
【新】ビルメン担当部長 奥 慎治
【旧】支店長 下地 玄太郎



(有) 平岡美装

■変更事項 代表者・協会担当者
■変更日 平成25年4月21日
【新】代表取締役 平岡 初美
【旧】代表取締役 平岡 新



ビル代行 (株) 福岡支店
■変更事項 支店長
■変更日 平成25年6月1日
【新】福岡支店長 紅谷 智己
【旧】福岡支店長 淵脇 正勝

変更事項
協会担当者

(株) ファビルス
■変更日 平成25年6月1日
【新】福岡支社営業部部長 末岡 俊次
【旧】福岡支社営業部部長代理 永田 成敏

変更事項
代表者

毎日建物管理 (株)
■変更日 平成25年6月20日
【新】代表取締役社長 重安 聡
【旧】代表取締役社長 谷口 勝之



JR九州メンテナンス (株)
■変更事項 代表者
■変更日 平成25年6月25日
【新】代表取締役社長 師村 博
【旧】代表取締役社長 亀山 壽郎

変更事項
FAX番号

宝美装 (株)
■変更日 平成25年6月26日
【新】092 (472) 2705
【旧】092 (472) 2703

変更事項
協会担当者

(株) セイビ九州
■変更日 平成25年7月1日
【新】取締役 森永 正一
【旧】代表取締役社長 森永 幸次郎

変更事項
協会担当者

九州ビルサービス (株)
■変更日 平成25年7月1日
【新】営業本部副部長 赤星 博昭
【旧】取締役営業戦略本部長 松延 洋一

変更事項
協会担当者

(有) 筑豊美装
■変更日 平成25年7月1日
【新】常務取締役 古田 明裕
【旧】代表取締役 古田 明



(株) シンセイ

■変更事項 代表者
■変更日 平成25年7月1日
【新】代表取締役社長 深川 隆之
【旧】代表取締役社長 深川 隆基

変更事項
協会担当者

(株) 愛美
■変更日 平成25年7月1日
【新】代表取締役 但馬 雅樹
【旧】会長 但馬 銃一

賛助会員に関する 各種変更のお知らせ

変更事項
協会担当者

ディバーシー (株) 福岡営業所
■変更日 平成25年1月5日
【新】課長 三浦 正徳
【旧】課長 木村 忍

変更事項
協会担当者

高千穂産業 (株)
■変更日 平成25年1月16日
【新】業務部長 井上 美信
【旧】副社長 大保 和仁



高千穂産業 (株)
■変更事項 代表者
■変更日 平成25年1月16日
【新】代表取締役 大保 裕美
【旧】代表取締役 大保 昌裕

講習会のお知らせ

清掃作業従事者研修会（集合教育） 〔基礎コースⅠ〕

研修目的

この研修は、厚生労働大臣登録従事者研修実施団体としての「清掃作業従事者研修実施要領」に基づいて、福岡県保健医療介護部保健衛生課の御指導・御協力を得て、事業登録を行っている事業所の従事者に対して、集合教育を実施するものです。

■飯塚会場

- ・開催日時 平成25年9月12日（木）
- ・会場 飯塚市立岩公民館

■久留米会場

- ・開催日時 平成25年9月20日（金）
- ・会場 サンライフ久留米

*申込締切は、

飯塚会場：9月2日（月）まで、久留米会場：9月9日（月）まで
協会事務局到着分となっています。

8月

行事予定

2	金	13：00～ 平成25年度定例懇話会と 改正障害者雇用促進法の勉強会 於：福岡県自治会館
9	金	13：30～ 平成25年度労働安全衛生大会 於：福岡県自治会館
19	月	14：00～ 第43回理事会 於：県協会会議室
21	水	18：30～ 平成25年度ボウリング大会 於：博多スターレーン

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。

8月

各地の主な催し

【福岡地区】

- 9日 千日観音祭（糸島市／雷山千如寺）
- 17日 観音遷座祭（新宮町／相島）
- 23日 飢人地蔵祭（～24日）（福岡市博多区）

【北九州地区】

- 3日 わっしょい百万夏まつり（～4日）（北九州市小倉北区）
- 13日 皿倉山八文字焼き（～15日）（北九州市八幡東区）
- 海峡花火大会（北九州市門司区）

【筑豊地区】

- 14日 永谷万年願盆綱引き（鞍手町／真教寺前）
- 24日 かほナイトハイク（嘉麻市）

【筑後地区】

- 7日 七夕神社ノ夏祭り（小郡市）
- 14日 久富観音堂盆綱引き（筑後市）

※紹介している催しは、場合によっては変更されることがあります。お出かけの際は各市町村に確認してください。

有期労働契約の新しいルールができました。

労働契約法 改正のポイント

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。今回の改正では、有期労働契約について、右記の3つのルールを規定しています。

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

※労働契約法の改正については、厚生労働省のホームページで最新情報を提供しています。

厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

改正法の3つのルール

I 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理※」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

※雇止め法理：有期労働契約でも、有期雇用契約の更新が数度行われ、また、手続きが自動的に行われているなどして形骸化し、労働者が契約の更新が継続されていくと期待しているような状況の場合、合理的な理由がないと雇止めできないというルール。裁判では仕事内容や更新回数、雇用期間、使用者の言動などが総合的に判断される。

III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

施行期日

- II →平成24年8月10日（公布日）
- I と III →平成25年4月 1 日

2013 都市ビル環境の日

第6回

子ども絵画コンクール

主催：公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 共催：公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

後援：福岡県教育委員会／福岡市教育委員会／北九州市教育委員会

作品のテーマ

きれいにしよう、
わたしたちの環境を!!

公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会では、1995年から毎年10月4日を「都市ビル環境の日」と定め、環境問題の改善や都市の美化活動に積極的に取り組んでいます。当協会では、これらの活動を一般のもっと多くの方々に理解していただきたく、今回で6回目となる「子ども絵画コンクール」を実施いたします。このコンクールが、次の世代を担う子どもたちの「環境」や「モノ」に対する思いやりの心を育む契機となることを願っています。

応募資格

福岡県内の小学生

応募点数

一人1点

応募規定

①用紙／画用紙（八つ切り 38cm×27cm）

②絵の具／自由 ただし、版画、はりえ、異素材の貼付は不可

③応募票／作品の裏面右肩に、右下の応募用紙を貼ってください。

（応募作品の返却はできません。あらかじめご了承ください）

④入賞作品の著作権は、主催者側に帰属するものとします。

応募方法

下の応募用紙に必要事項を記入し、**作品の裏面右肩に貼付**してください。

（応募用紙は、下記の当協会ホームページからもダウンロードできます）

作品は、当協会へ直接持参もしくは郵送にて受け付けます。

※応募規定・応募方法に沿わない作品は受け付けできませんのでご注意ください。

募集期間

平成25年8月1日（木）～9月13日（金）※当日消印有効

発表

入賞者には郵送にて通知します。また、当協会のホームページ上でも発表します。

表彰

最優秀賞 3名〈賞状・QUO（クオ）カード〉

優秀賞 10名〈賞状・QUO（クオ）カード〉

佳作 20名〈賞状・QUO（クオ）カード〉

※入賞作品は、公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会の「こども絵画コンクール」の応募作品となります。

表彰式

平成25年10月4日（金） 於：アクロス福岡（福岡市中央区天神1丁目1番1号
TEL. 092-725-9111）

作品展示

入賞作品は、アクロス福岡1Fコミュニケーションエリア〈平成25年9月30日（月）～10月6日（日）の予定〉、および北九州市内〈10月中旬の予定〉において展示します。

作品提出先

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号 藤田ビル2F

公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会「子ども絵画コンクール」係

TEL (092) 481-0431

[ホームページ] <http://www.fukuoka-bma.jp/>

[Eメール] fbma1@bronze.ocn.ne.jp



応募してくれた
小学生全員に
「特製ボールペン」を
差し上げます。



キリトリ線



「2013 都市ビル環境の日」第6回子ども絵画コンクール応募用紙

作品の題名		保護者氏名	
ふりがな			〒 ー TEL () ー
氏名	男 ・ 女	自宅住所	
学校名	小学校 年生		

【個人情報保護について】応募用紙に記入された個人情報は適切な管理・廃棄を行い、第6回「子ども絵画コンクール」の作品募集に関連する業務以外には使用しません。第三者への提供・開示等は一切いたしません。